

昭陽



上市町告示第46号

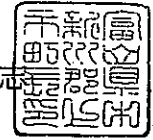
字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本町の字の区域を次のとおり変更及び廃止するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第4項の規定による国土調査の結果として認証の公告があった日からその効力を生じるものとする。

平成26年9月25日

上市町長 伊 東 尚



1. 字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「若杉二丁目」とする区域		
	大字名	字名	地番
上市町	若杉	門前	30-1から30-7まで、31-1、31-2、31-4、31-6、32-1から32-7まで、33-1から33-4まで、34-1、34-4から34-7まで、35、36、37-1、37-3から37-6まで、39、40-1、40-2、41-1から41-3まで、42
		竹鼻	1から5まで、6-1から6-3まで、7-1、7-4から7-10まで、8、9、10-1から10-4まで、11-1、11-2、11-4から11-7まで、12-1、12-3から12-5まで、14、15-1から15-9まで、17-1から17-24まで、18、19-1、19-2、20-1から20-4まで、21、22-2から22-10まで、23-1から23-7まで、25-1から25-8まで、26、27、28-1から28-3まで、29-1、29-2、30-1、30-2、31-1、31-2
		塚田	1-1から1-3まで、2-1、2-2、3、4-1、4-2、5、6-1、6-2、7-1から7-3まで、8-1から8-3まで、9から13まで、14-1から14-3まで、15から21まで、24、25-1から25-3まで、26-1から26-3まで、27から33まで、34-1から34-5まで、35、36-1、36-2、37-1から37-3まで、38、39-1から39-8まで、40、41、42-1、42-3、42-4、43-1から43-4まで、44-1から44-3まで、47、49-1から49-3まで、50-1から50-5まで、55-1から55-5まで、60-1から60-4まで、63-1から63-9まで、64-1、64-2、66-1から66-10まで、67-1から67-6まで、68-1から68-3まで、69-1から69-5まで、70、71-1、71-2、72-1から72-5まで、73、74、75-1から75-3まで、76、77、78-1から78-21まで、80-1から80-5まで、80-7から80-9まで、83、84、85-1、85-2、86、87-1、87-3から87-13まで、88-2、88-3、89、90-7、93、94-1から94-5まで、94-7から94-9まで、95-1から95-4まで、95-6、95-7、97-1から97-6まで、98-2から98-8まで、99、100-2から100-8まで、101-1、101-2
		下塚田	1-1、1-2、3-1から3-30まで、10、12-1、12-2、12-4から12-10まで、13-1から13-7まで、14-2、16-2、16-3、16-5から16-10まで、17、18-1から18-8まで、19-1から19-3まで、20-1から20-3まで、21-1、21-2
		西塚田	1-1から1-8まで、2、3-1から3-4まで、4-1、4-2、5-1から5-5まで、7-1から7-5まで、8-1、8-2、9-1から9-6まで、10
		中田	7から9まで、10-1、10-2、11-1、11-2、12から14まで
		杉坪	1-1から1-3まで、1-5、2-3から2-7まで、3-2から3-4まで、5-2、5-3、5-5から5-9まで、6-1から6-3まで、7、8-1、8-2、9-1から9-3まで、10-1から10-3まで、12-1から12-7まで、14-1から14-10まで、15-1から15-6まで、16-1から16-3まで
		川波	1-1から1-4まで、2-1から2-9まで、3、4-1、4-2、5、6、7-1、7-2、8から20まで
		下川波	10-2
		石田	12-2、12-3、12-5から12-8まで

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「若杉二丁目」とする区域		
	大字名	字名	地番
		下石田	1-2から1-4まで、2-2、2-3、2-9から2-11まで、3-1から3-3まで、 8-1から8-3まで、9-1から9-3まで、10-2から10-4まで、 13-2から13-9まで、14-2から14-4まで、15-2から15-4まで、21-2
		八枚割	1-1から1-18まで、2-2、2-4、3-1から3-5まで、4、5、7-1、 7-3から7-5まで
		亀田	9-1から9-6まで、10-1から10-4まで、11-1から11-3まで
		柳内戸	1、2、3-1、3-2、5-1、5-2、6-1、6-2、7、8、9-1、10、11、12-1、 12-2、13-1、13-2、14-1、14-2、15-1、15-2、16-1から16-3まで、 17-1、17-2、18-1、18-2、19-1から19-4まで、20-1から20-4まで、 21-1、21-2、21-4から21-7まで、22-1、22-2、23-1、23-2、 23-5から23-10まで、24-1、24-2、25、26-1、26-2、27-1から27-4まで、 29-1、29-2、30-1から30-3まで、31-1から31-4まで、32-1から32-5まで、 33-2、34-1から34-14まで、35-1から35-10まで、36-1から36-4まで、 37-1、37-3、37-4、39-2から39-9まで、40-1から40-6まで、 41-1、41-2

上記の区域内にある国有地及び町有地を含む。

2. 字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「荒田」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
上市町	柳町	境田	4-21
	森尻	山本	28-2、29、30-1、30-2、31-1から31-4まで、31-6から31-8まで、 32-1から32-4まで
	中江上	上川原	733-1

上記の区域内にある国有地及び町有地を含む。

3. 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
上市町	柳町	境田	4-18、4-22、4-23、4-41
	荒田	山本	2-1、2-3、2-4、2-7、2-9から2-21まで、4-1、4-3から4-8まで、 4-乙、5-1、6-1、6-3から6-6まで、7、8、10、11-1から11-7まで、 13-1から13-4まで、14、15-1から15-4まで、15-5-1、15-5-2、 15-6から15-22まで、15-24から15-32まで、16-1、16-2、17-1、 17-3、17-4、17-乙、18-1から18-10まで、19-1から19-4まで、 20-2から20-14まで、22-2、23-2、23-4、23-5、23-乙、23-丙、 24-1から24-3まで、24-6、24-乙、24-丁、25、26-1から26-5まで、 26-14から26-23まで、26-丁、32-1、32-2、33-3、 34-1から34-4まで、35-2、35-3、39、40-2、41、42、43-1、43-3、 43-4、44-1、45-1、46-1、46-3、47-1、47-2、 49-1から49-3まで、50-2から50-6まで、51-1から51-4まで、 52から55まで、56-甲、56-乙、57-1、57-乙、58、59、 60-1から60-3まで、61、62-1、62-2、63-1から63-4まで、64、 65-1から65-3まで、66、68-1から68-11まで、69-2、69-4、 72-2、72-5、72-6、72-8、72-9
		惣歩	1-1から1-3まで、2、3-2から3-5まで、15-1から15-6まで、 16-1から16-6まで、18、19、20-1、20-2、22、25-5から25-7まで、 25-12、26-2、26-3、27-2から27-5まで
		三日市	4、5-1から5-3まで、6-1、6-2、7-1、7-2、8
	中江上	上鑑田	660-3

上記の区域内にある国有地及び町有地を含む。